

令和8年3月17日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9 番 青 木 浩 明 10 番 吉 尾 昌 樹

令和8年3月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和8年3月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：12 番）

日程第2 議案第74号から第111号まで

（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第112号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 黒潮町選挙管理委員会委員及び委員補充員の選挙

日程第5 議員提出議案第2号及び第3号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第6 議員の派遣に関する件について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 112 号、教育委員会の委員の任命について

議 事 の 経 過

令和8年3月17日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

発言を許します。

質問者、小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

おはようございます。

今回、私の一般質問はですね、質問事項3つになっております。

まず合併についてと、それから予算について、それから賑わいのあるまちづくりについて、この3点について質問させていただきます。

まず最初に、合併20周年の成果と課題についてということで、合併20周年を迎えて、合併による成果と課題について問います。

また、今後の新たな課題とかあれば、そのへんも併せて質問致します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

小松議員の、合併20年の成果と課題についてのご質問に答弁させていただきます。

先日、同様の質問をいただきましたので答弁が重複致しますけれども、ご了承ください。

合併後こんにちまでの間、東日本大震災をはじめとする各種災害やコロナ禍、人口減少、経済的には失われた時代と呼ばれるほどの低成長社会を経験してまいりました。

そういった社会背景の中、多くの先輩方のご努力により2町合併を成し遂げ、黒潮町が誕生し、こんにちまで歩みを進めてまいりました。

合併後10年では、それぞれ長らく進めてこられました旧町単位の意識がまだまだ強かったように思われますけれども、現在では、1つの町としての意識醸成は随分進んだと考えています。

とりわけ、東日本大震災翌年の衝撃的な津波高の想定を受け、住民一丸となって防災を進めてきたことは、その意識醸成に大きく寄与していると考えています。

行政運営につきましては、質問中にもご指摘いただいておりますが、各種事業を有利に進めることのできる合併特例債を活用し、積極的なインフラ整備を進めてまいりました。その特例債発行期限も、本年度をもって終了、交付税につきましても合併後10年間、及びその後の5年間の激変緩和措置期間を経て、令和3年度からは一本暫定となりました。

これらを踏まえますと、これまで以上に慎重な財政運営が求められますけれども、一方で、地域でお暮らしの皆さまの生活を支えるための福祉施策や防災、将来への投資となる教育や産業施策、インフラ整備等、積極

的な政策展開をしていかなければならないと考えています。

合併後一定期間は、財政的にその恩恵に預かることができた期間と言えます。新たな課題というよりも、もう今後一層ということになりますけれども、全体的な視点から申し上げますと、これまでもそうでしたがこの合併の恩恵を受けられた期間が終了し、総体的に財政的制約が強まり、かつ進む人口減少化では、これまで以上の政策の適格性、スピード感が求められます。これが総括です。

合併 20 年を一つの節目として、改めて政策体系の充実を図ってまいります。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

初日の山本久夫議員と、一番最後の自分が同じ質問なっておりましたが、答えは、やはり答弁同じようなありました。

先ほど、合併等について有利な地方債であります合併特例債のことも出ましたけれども、一応この 20 年間検証するに当たってですね、その成果がその合併特性を有効利用した基盤整備とか住民サービスの充実ができたか。そして、そういったことによる活力あるまちづくりができたか。そういったことがあると思いますけれども。

そんな合併特例債を使って出た成果、ちょっと若干答弁もありましたけども、もう一度、その合併特例債によってできた成果というのを、ちょっともう一回お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

特例債を活用したことによって得られた結果というのはですね、ほとんどがインフラ整備ということになってございまして、一覧で整理しておりますので、また後ほどご報告させていただければと思います。

合併特例債があつてですね、インフラ整備が進んだというのはもう厳然たる事実でございますけれども、これ全体の財政面から考えますと、本来、合併特例債が充たらないところに何らかの起債を充てて事業推進するところを、合併特例債を充てることによって、そこに充てようとしていた起債枠が大きく留保されたということになってございまして、他の事業にも大きく影響をして、これまで行財政運営が図ってこられたということ、総括するとかこういうことになろうかと思います。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

特例債でいろいろやった事業がいろんな、今現在に至って続いていくということではありますけれども。

本当今まで、合併してから 20 年間で積み上げてきたものが、全部特例債頼りではなかったわけですがけれども、実際、有利な特例債を使ってやってきた事業をこれから継続していくためにも、かなりやはりまだまだ必要な予算が要ると思います。

そのへんを今までとは、令和 3 年からほとんどうちの財産でやってるみたいですけども、そのへんの使い方も今から気を付けていかないと、今までどおりではいかないと思います。

この 20 年を振り返ってですね、先ほど町長の方からもありましたけれども、どうしても仕方ないことというのが佐賀、もう最初の頃はですね、佐賀町、大方町とそういった意識が、対立したような意識がありました。

最初、自分がこの議員になってですね、合併してからすぐに議員になったわけですがけれども、何をしたらいい

いかなということを考えてまして、そういった住民の意識をどうやったら黒潮町として意識を1つにできるかということを考えておりました。

その中に、スポーツを通じてですね、子どもたちをみんなで応援して、黒潮町から出た子どもたちを応援しようというようなプロジェクトも立てたらどうかというふうなこともやってみましたけれども、たまたま15年前に、先ほど町長からの説明がありましたように東日本大震災を受けてですね、やはり防災に向かって、その翌年には日本一の最大想定も出されて、そういった衝撃を受けて共通の話題というか、黒潮町の住民の共通の話題、また目標ができたことによって、本当はあまりうれしいことではないですけども、皆さんが黒潮町という意識ができてきたんじゃないかとは思いますが。

ちょっとその黒潮町、合併した当初から地域が離れてるという、ちょっとハンディがあります。本来なら、その住居地区が隣接していればですね、今問題になってる水道等のライフラインのインフラ整備が簡単にできたこともありますけれども、それができていけば今の水不足とか、また災害においても、いろんな面で良かったこともあるわけですが、なかなかそういったインフラ整備ができなかったのはちょっと残念だったかなとは思いますが。それも、今からにおいての将来においての課題もあると思いますけれども、なかなかその点は難しいと思いますが。そういったライフライン的なインフラ整備については、何かお考えありますか。

もう一回言います。

どうしても地域が離れた状態で、できることとできないことがありますよね。例えば、水道のようなライフラインのインフラ整備がやるのが難しい。それで、難しいけどやっぱり将来的にはやっていかないかなあと思いますけど。そういったことの難しさを乗り越える、そういったハンディを乗り越える方策、秘策なんかはちょっと考えているかどうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

物理的に地域的特性で距離があるということでございますけれども、一連出していただきました水道事業だけを考えると、限られた水源で、給水、取水個所を絞り込んで施設を統合するというのは経費削減においてつながるところであろうかと思いますが、ご質問中ご指摘いただいておりますとおり、やっぱり距離がありまして。その接続コストに見合うベネフィットを将来的にわたって上げることができるのかというのは、慎重な議論と判断が必要なのではないかなと、そんなふうに思っています。

そのほかはですね、距離が離れてるからといって1つにならないということは多分ないと思っていて、これまでも物理的距離は変わらずで2町が融合、親和性を持って1つの町という意識醸成が進んできたと思っておりますので、特に離れてるからといってハンディはないと、そのように認識しています。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

そうですね、やっぱり地域が離れてるからといってそういったことをハンディにすると、いつまでたっても進まない。実際離れていても、皆さん同じ黒潮町という意識を持たなければ、うまく進まないと思います。

また、この20年間でですね、いろいろと変わってきたことの中でも、この議会の定例会の中でもですね、昔は議会と執行部、行政側との対立というふうな形で、言うたらそういうイメージがありました。実際には、今

言われているような車の両輪でないといけないというのがありますが、実際●の両輪として機能させるためには、どちらかの一方が主導するのではなくてですね、情報共有、本音の議論を通じて、言うたらアクセルとブレーキの役割を果たしながら、そして牽制しつつ、共同で施策を磨き上げていくものが、そういった関係が必要というふうによくいわれております。

幸い、うちの黒潮町議会はですね、議会と執行部、行政側のある程度両輪が今取れているんじゃないかというふうに思っております。実際一般質問も、以前は一括質疑から一問一答になって、それから執行部側も、だまし合いのような答弁ではなくてですね、最近というかもここ合併10年たたないごろ、大西町長になってからですね、そのあたりから答弁なんかも実に誠実で、分かりやすい答弁を執行部の方もやってくれております。

以前は、よく言われます、いろいろ検討すると言うとやらないということやというふうに自分は議会で教えられたわけですがけれども、実際には今、ちゃんと真摯（しんし）に検討もしてくれている。ほとんどが。検討すると言って逃げるときもあると思いますけれども、実際にはちゃんと検討してくれておると思います。

我々議員もですね、何でもかんでも反対ではなくてですね、是々非々で判断するメンバーが今はそろってると思います。ですから、今のところわが黒潮町はですね、議会と執行部の間柄が車の両輪のようにうまく回ってるんじゃないかと思います。

ただ、これはですね、やはり町長は、最初町長が町長になったときに自分が質問した信用と信頼についてね、そのことを覚えてますかね。そのやっぱり信用と信頼を自分の足で稼いで、また行動でつくってきたからこそ、みんなが信用しているわけです。それをやっぱり今から、20年もたって進んできてはおりますけれども忘れないように、やはり信用を裏切らないように、それが一番大事だと思います。

本当、執行部の皆さんも、副町長はじめ皆さん、町長がそうやって走り出したときに、もしかしたら別の方へまた行くかもしれませんので慎重に、皆さん、この討論いうかそっちの方で、議会へ出てくるまでに調整していただきたいと思います。

町長が言うことを何でもイエスじゃなくて、やっぱり反対もしてください。議会に出てきたときにですね、今でもいろいろ委員会なので突っ込みどころ満載な部分もいっぱいありますけれども、それもやっぱりある程度、大西町長のことは信頼、信用してますので、1回ぐらいちょっとやってみようかというふうに流してるところもありますので、ぜひともその信用を失わないように頑張してほしいと思います。

それについて、再度よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。答弁になりますかどうか。

ご質問中ございました信用と信頼についての一般質問をいただいたこと、これ15年、6年前だと思いますけれども、鮮明に覚えております。

ご指摘いただきましたように、慢心することなく、しっかりと信用を失わないように、誠実な行政運営を心掛けてまいります。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

ぜひ、今の言ったことを忘れないように頑張してほしいと思います。

それでは、1問目はこのへんにして。

次にですね、2問目の令和8年度予算についてということで。

まず、通告書には、令和8年度の予算編成に当たっての注意点やポイントはということで、まず質問します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは小松議員の、令和8年度当初予算編成に当たっての注意点についてのご質問に答弁させていただきます。

令和8年度当初予算編成につきましては、現在の状況にかんがみ、どうしても財政健全化に重点を置かざるを得ないと、そういった予算編成作業となりました。

将来の財政的弾力性を維持し、住民サービスを低下することのないよう、主に人件費をはじめとする内部経費の圧縮に努め、結果として、繰入金は3億7,000万円で、昨年度当初予算と比較し3億2,000万円の減。この金額は、当初予算ベースで申しますと、まず及第点がいただけたところには達したと思っております。

しかしながら、短期の大型財政需要に対応するための起債総額が膨らんでおり、引き続き、適切かつ慎重な財政運営を心掛けてまいります。

また、前段申し上げましたとおり、継続事業にはしっかりと予算配置をし、住民サービスの低下を招かない予算とさせていただきますけれども、人口減少をはじめとする現在の社会情勢、あるいは各ご家庭は現在物価高騰の影響を大きく受けており、積極的な政策展開が今以上に求められていることを自覚しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

令和8年度の予算、何ととっても大きなのが、し尿処理場の工事がメインになってくると思います。

昨年度も、7年度もありましたけれども、一番多いのがし尿処理場10億というお金が、予算の中に組まれています。

その中で、そういった昨年よりか6億ぐらいのプラス予算の中で、昨年と同様の、全て全体的な予算になってるということは、かなりの削減をしてやってるんじゃないかと思います。

ただですね、予算査定においてですね、係課が上がってきたのが、次に総務の財務部門に行って、それからまた副町長、町長と査定がいくみたいですけれども、そういった中で大事なことというか、実際減してはいけないことなんかもちょっと7年度減してるって、後で補正とかいうことになったこともちょっとありました。今回はそういうことがないようにやってると思いますけれども。実際、そういった大事な部分がちょっと、なかなか最終的な町長、副町長あたりのところで見にくいと思います。そこまで上がってこない場合がありますので、そういったところがですね、分からないところがあると思いますけれども。

実際、今いろんな事業を削減して、今町長が言ったように、住民サービス低下しないようにとかいろいろありましたけれども、そういったところを最後まで回ってこなかったものなんかの検証ができないと思うんですけども、これはどうか。ちょっと自分、実際やってないので分からないので、答えてもろうたらいいんですけども。

その削減して廃止したものなんかとか、削減した理由なんかはしっかり把握しているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

予算編成を行って、議会に上程させていただき予算書を作ります。全責任は自分にございまして、自分が知らなかったとかそういうことにはなっておりません。

特にうち、黒潮町の場合はですね、新年度が始まって一定期間あってからすぐに、次年度の予算あるいは事業協議に入ることになっています。大体、6月議会終了後ぐらいからスタート致します。

予算査定につきましても恐らく、他市町村と比較するわけではないですけれども、かなりのレベルで厳しい査定ということになってございまして、かなり詳細なところまで、副町長、町長でも把握ができる査定となっています。

また、1つの予算だけを見るとなかなか分かりにくいところがございます、必ず全体の中でのその位置する予算であるということの説明を受けた上で査定をさせていただきようになっておりまして、従いまして、削除させていただいた予算は上まで上がらずに、課室長の段階で切ったのではないかとのご指摘は当たらないと、こういうことになっています。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

それ聞いて、安心はしたところでありますけれども。

やはりどうしても、自分たちも議会に上がってくるのはもう全て決まってからというか、その審議に入るわけですね。そこまでの過程が我々できないので、今からもぜひ慎重にですね、そういった予算の組み方なのか、取り扱い、実際、ちゃんと言うたらおかしいかな。もっといろんなことを把握しながらやってほしいと思います。

例えばですね、今町がやろうとする人口ビジョンなんかで、やっぱり人口を減していかないと、空家対策なんかでもやはりやっていかないと目標には達しできないと思いますけれども、そういった部分でのまあ言うたら予算も、ちょっと削減されてるところがあります。やはり今やって順調にいったところをストップさせてはいけないので、もうそういったところもうちょっとこう頭に入れて、次からも予算組みをしていただきたいと思います。

どんどん使えというわけじゃないです。自分の立場から、なかなかそういうことも言えません。削減はしないけれども、やはり今進んでる黒潮町の道を後退させる、ストップさせるようなところは、注意しながら見てほしいと思います。

その答弁はないと思いますので、次に、最後の方は、賑わいのあるまちづくりについてに移りたいと思います。

3 問目の、賑わいのあるまちづくりについてのスポーツツーリズムの位置付けと重要性についての認識を問うということで、質問致します。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは小松議員のカッコ 1、スポーツツーリズムの位置付けと重要性についての認識を問うのご質問にお答えします。

黒潮町では、土佐西南大規模公園内スポーツ施設、大方球場、土佐ユートピアカントリークラブなどの恵ま

れたスポーツ環境を生かし、サッカー、野球、ゴルフを中心に、スポーツツーリズム事業を推進しております。

そのスポーツツーリズム事業の令和6年度の実績につきましては、宿泊者数は1万2,865人泊、誘致団体数は延べ411団体、町内経済波及効果については、推計で約1億4,446万と算出しています。

スポーツツーリズム宿泊者数については、令和6年度の一般観光を含めた町全体の宿泊者数では約50パーセントを占める状況にあります。

さらに、スポーツツーリズム客には、スポーツだけでなく、町内の体験型観光メニューや防災プログラムをセットで情報提供し、町内周遊による滞在期間の延長を図っていただくとともに、黒潮町の魅力を感じリフレッシュできる時間をつくっていただきながら、次年度以降も黒潮町を選択していただけるよう取り組んでおります。

昨年の体験型観光メニュー等の令和6年度利用実績につきましては、バーベキュー体験、防災プログラム、シーカヤック、カツオのわら焼きタタキづくり体験で、計248人、10団体に体験いただきました。

また、合宿等で来町した、それぞれの大学、社会人、プロチームのキャンプ期間中には、野球教室やサッカー教室、町内保育所訪問、チャリティゴルフコンペなど、地域スポーツの競技力向上及び地域の賑わいにつながる交流事業等も実施いただきなら、地域住民との交流を深めている状況にもあります。

このように、スポーツツーリズム事業は、町全体宿泊数の過半数を占める状況にあるとともに、選手のプレーを間近で見られるだけではなく、各種交流活動等にもご協力いただき地域住民との交流も深めながら、町の賑わいづくりに寄与していると認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3番（小松孝年君）

賑わいのある町というのはですね、多くの人が集まってですね、世代や目標、目的を超えて交流が生まれる活気のある地域ということを言われるみたいですけども。

実際、このスポーツツーリズムを始めた頃はですね、最初それこそ東日本大震災があって、日本中がそういった津波とかそういうのを恐れたときに、実際、黒潮町日本一の想定出されて、本来なら一切そういう危険なところには行くなというところから始まったわけです。

ただ、やはりその当初、修学旅行誘致とかいうのをずっと言われてまして、修学旅行を誘致しても駄目やろということですって言ってました。黒潮町に滞在してくれなければあまり意味なくて、今、室長からも発表ありましたけれども、実際、今は合宿とかいうのは1チームが何日間も滞在するということで、要は1チーム来れば修学旅行よりか宿泊人数は多くなるわけです。そういったので、経済効果も1億、昨年やったかな、1億4,000万以上、まあ約1億5,000万ぐらいは毎年挙げている状況です。これ以上求めるいうのもなかなか、受け入れキャパは限界がありますので無理かもしれませんが、コンスタントに今のところは1億5,000万ぐらいの経済効果を表してるわけです。

実際、何で賑わいのあるまちづくりとスポーツツーリズムかというんですね、やはり人が集まるところには人が集まってきます。そういう交流人口を増やすことが、言うたら、例えば人口減にも影響してくるわけです。よく言われるのが、黒潮町元気やねというふうに言われます。元気そうに見えるのも、やっぱそういった人が、交流人口が多いことが原因やないかと思います。

ただ、それはうまくいってるんですけども、今の町内の方々が、実際、自分は最初にこれの目的いうのが、交流人口を増やして経済効果を上げることもそうですけれども、まず最初の合併のときのお話のように、黒潮

町民がですね、1つの共通の話題をつくりたかったのも一つの目的でありました。

それが今、実際サッカーでも結構全国的には有名なチーム、高校のチームとかプロのチーム来てますけれども、それがどんだけ町民の方々に分かっていたかというところは、今からの課題やないかと思います。

十分宿泊数は増えてますし、それはいいんですけども、野球なんかのときはこの公園道路を通るときに、スコアボードに一応歓迎というふうに書いてますが、どこのチームが来てるかないうのは大体分かるようにしてますけれども、サッカーなんかは全然分からない。これ以前からいつも言ってますけども、県の方にも要望してもらいたいというのがありますが、実際自分の中で要望せないかんのかもしれませんが。やはりここへそういう掲示板も作ってですね、どこのチームが来てるかというのが分かるようにしなければならないと思います。

室長は一応、大規模公園の期成会の方の担当になってますので、実際まだ本当はもっと先に自分も言っとたら良かったんですけど、そういうことも要望事項の一つ挙げたらいいんじゃないかなと思っております。

実際、スポーツツーリズムの位置付けと重要性についてということで、それについてですね、どういった意識があるか。これは、ちょっと町長に聞きたいかったところがあるんですけども。

今の施策の中で、結構そのスポーツによる交流人口の拡大というのは大事な部分だというふうな認識は持ってくれているとは思いますが、その点、再度ちょっと確認したいと思いますのでよろしく。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

スポーツツーリズムの位置付けですけども、黒潮町が官が主導で行っております観光施策の、間違いなく中心に座るプログラムです。宿泊を伴うことから経済効果も非常に高く、従いまして、町、それから直接担当いただいております砂浜美術館のスポーツ部門、それから観光ネットワーク、ここと連携をして全力で進めているところです。

予算ご覧なついただいても分かりますように、黒潮町ぐらいの規模の事業者数の中での観光予算規模で言いますと、ある意味イレギュラー値ぐらいの予算は上程させていただいているつもりです。

随分固定客、毎年お越しいただけるチームもございまして、それは以前に議員からもご指摘いただきました人間関係でありますとか、ホスピタリティであったりとか、あるいはおもてなしの心、こういったものが非常に重要です。

従いまして、できればこれもう少し町民の皆さまにも広げさせていただいて、町全体でお迎えできるような、そういったところに昇華させていくのが自分たちの次のステップじゃないかなと、そんなふうに考えています。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

ありがとうございます。

今答弁いただきまして、そのとおりやと思います。

今までは、何言いますかね、誘致していろんなチームに来てもらうて、その宿泊数を増やすことが重要でしたけれども、それは、その目標はほぼ、今満杯状況にはなっております。

今からはですね、やはりこの黒潮の町民の方々にもうちちょっといろいろ、どんな方法を取るかというのはまだ今から考えていかないかんとこもありますけれども、今提案できたらいいんですけども。

そういったことを考えてですね、最初に言ったように、合併してから黒潮町、みんなが黒潮町ええねという意識を持てるような、例えばそういうスポーツツーリズムを通じてですね、うちの町にはこんなチームが来てくれよう。そしたら子どもたちにも自慢になりますし、そういったことによって、自分の育った町を誇りに思えるような町になってくると思いますので、これからぜひですねそういった町内向けの宣伝というか、そういう取る方法をまた考えて。我々、自分ら考えてまた提案しますので、実際考えたことについての実行に移せるようにお願いしたいと思います。

その点をもう一回、私の考えの、今から町内向けにどうやって発信していくかというのについて、もしかして町長の方に何か考えがあるのであれば、ここで答弁していただきたいと思います。なければ、そういった考えだけで構いませんので。

何かありますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

先ほど室長も答弁の中に盛り込んでおりましたように、来ていただく団体によってはですね、教室を開いたりしていただいています。あるいは、教室だけではなくて交流戦の方も盛んにやらしていただいております、そういうところは一つ切り口かなと思います。

それから、宿泊施設あるいは飲食の提供業者の皆さんとも随分人間関係ができておまして、まずは一番近いところの皆さんにがちっと固まっていたいて、というのが順番的には最初なのかなと、そんなふうに思います。

その後で、この質問でもご指摘いただきましたように、例えばどこが、どこでどのようなことをやっているのかということがですね、住民の皆さまに即時伝わるような、そういった仕掛け、仕組み、工夫も少し検討させていただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

3 番（小松孝年君）

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

最後にですね、やっぱり今、例えば野球、今年度ちょっと行き違いがあつて、ちょっと減ったことがあります。

どうしても、野球なんかの合宿には必要最低限のものが要ったりします。なかなか、コロナになってからずっと野球場の方にも手を着けてくれることがなくなりましたけれども、実際今、野球関係者、自分たちなんかはいつも行って誘致とか、そういう人員関係つくっているわけですけども。

そういった中で、一応計画には入ってます。雨天練習場とか、電光掲示板とか、更衣室とか。そうやって、実際自分は他のチーム、団体の関係者にいつもうそをついてることになります。もう、来年はできそう。ずうっとそれを、もう5、6年ずうとうそつき回って、今きています。これ最初に言ったように、自分の信用がなくなってきました。こうなってくると、各チームの。そうなってくると、やはり相手も、ああ、裏切られたなと思うと来なくなって、また、そういった悪い噂はすぐ広まりますので、そのへんもちょっと頭に入れてください。もう今、非常に苦勞してます。うその限界が来ますんで、そろそろちょっと何とかしてほしいというのがあります。副町長もそんな難しい顔しないで、ちょっと前向きに考えてほしいと思いますけれども。

要らんこと言いましたが、そういったことをこの20年間で進んできた道を今から崩さないように、信用を失わないように、これからも行政運営していただきたいと思いますのでよろしくお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございます。

議長（中島一郎君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第111号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、吉尾昌樹君。

総務教育常任委員長（吉尾昌樹君）

それでは、令和8年3月議会の総務教育常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会に付託を受けた議案、条例改正4件、補正予算4件、当初予算5件、指定管理者の指定1件、計画の策定1件、計15件について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

本委員会は、副町長、教育長、担当課長等出席のもと、3月9日午前11時15分から10日午前11時10分まで開催し、慎重に審査致しました結果、付託されました議案について、全会一致で可決、承認すべきものと決しました。

これより、審査の過程において議論された主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和7年度の人事院勧告に伴い、通勤手当や医師の初任給調整手当等を改正するものです。

通勤手当の区分について、これまで60キロが上限であったものが、100キロが上限に変更されたと説明がありました。

議案第75号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、本年4月から子ども・子育て支援金制度、及び令和12年度からの県内保険料水準統一を見据え、保険料算定方法を変更するための条例改正です。

委員からは、資産割を廃止する経緯について質疑があり、令和12年度の県内保険料水準の統一の際に資産割が廃止されるので、それに向けて事前に算定方法を変更すると説明がありました。

議案第79号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例については、教育研究所の所在地を本庁舎から佐賀総合センターに変更するための条例改正です。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

議案第80号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例については、令和8年度より全市町村で実施することとされた乳児等通園支援事業を実施するために、事業や使用料等について追加するための条例改正です。

既に行っている一時保育の方が安価なため、乳児等通園支援事業のニーズはあまりないのではないかとの説明を受けました。

議案第81号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）は、2月8日に

執行しました衆議院議員総選挙に係る補正予算の専決です。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算については、26 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財政管理費、24 節積立金のうち、ふるさと納税基金 4 億 13 万 1,000 円の内容について、委員より質疑があり、利子の決算見込み額と合わせて上林暁作品の映画制作分として 393 万 3,000 円、分野を特定しない寄附金として 3 億 9,592 万 3,500 円の積立を予算計上していると説明がありました。

27 ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、12 節委託料のうち、地域おこし協力隊企業委託のマイナス 2,200 万円について、委員より、内容の説明が求められました。

執行部からは、当初はそれぞれの企業に合計 7 名の地域おこし協力隊を雇用してもらう計画でしたが、事業開始時期の調整等により 3 名の雇用のみとなったため減額するとの説明がありました。

51 ページ。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、12 節委託料及び 14 節工事請負費のうち、小学校トイレ改修工事は、拳ノ川小学校及び佐賀小学校でトイレの洋式化と男女共用トイレの仕切りを設置に伴う費用を計上したと説明がありました。

議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算については、7 ページ、1 款事業費、1 項育英事業費、1 目奨学資金貸付金のマイナス 492 万円は、当初は大学生 5 名、高校生 5 名の新規貸付を見込んでいましたが、大学生 3 名の貸付けのみとなったため減額となったと説明がありました。

今後は、黒潮町以外の奨学金制度を調査して、制度内容等の変更も含めて検討していくとのことです。

議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算については、特に報告すべき質疑はありませんでした。

議案第 90 号、令和 8 年度黒潮町一般会計予算については、18 ページ、11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税が、前年度より 1 億 1,000 万円の減となっているがその理由は、と委員より質疑があり、執行部から、交付税措置されている公債費の減と、令和 7 年度の国勢調査に伴う人口の減により交付税が減額すると見込んでいると説明がありました。

54 ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、12 節委託料のうち、ご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託 5,350 万円につきましては、SNS による情報発信やふるさと住民登録制度のためのデータ集約、ふるさと納税の宣伝活動などを行うものとの説明がありました。

同ページ、12 節委託料のうち、地域おこし協力隊企業委託 3,750 万円について、委員より、委託予定先はとの質疑があり、執行部より、土佐佐賀温泉、道の駅ビオス、伊田大敷組合、佐賀北部活性化協議会、缶詰製作所、佐賀地区活性化プロジェクトで雇用を予定しているとの説明がありました。

59 ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目諸費、18 節負担金補助及び交付金のうち、防犯灯設置補助金 820 万 9,000 円について、委員より、防犯灯を LED に切り替えるときに電力会社への手続きのために資格が必要だが、その資格所有者が少ないと聞いている。その対策はどうするのかと質疑がありました。

執行部からは、事業者に資格を取ってもらうことを促すなど、対策を検討していると説明がありました。

62 ページから 64 ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目国土調査費では、来年度の実施区域は拳ノ川地区の山林の一部で 0.78 キ

ロ平米、御坊畑地区及び馬荷地区の宅地部分の一部で0.25キロ平米と説明がありました。

90 ページ。

3 款民生費、3 項児童福祉費、3 目児童福祉施設費、12 節委託料のうち、大方中央保育所給食調理委託 1,865 万 2,000 円で、その他の保育所はどうしてるのかと委員より質疑があり、執行部より、その他の保育所は直営で運営していると説明がありました。

142 ページ。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、12 節委託料消防団事務委託 3,355 万 1,000 円は、来年度高知県の消防操法大会があり、小型ポンプ車の部に鞭分団が幡多中央消防組合代表として参加するため、令和 7 年度より増額となっていると説明がありました。

166 ページ。

10 款教育費、4 項社会教育費、5 目文化振興費、1 節報酬の文化財保護審議会委員 20 万 6,000 円について、委員より、審議会の活動内容について質疑があり、執行部から、文化財の保護が目的だが、今年度は住民参加で町内の文化財を見るツアーを行うなどの取り組みを行ったとの説明がありました。

169 ページ。

10 款教育費、5 項保健体育費、2 目学校給食費の財源内訳で一般財源の 9,213 万 4,000 円について、委員より、全額国庫対応になったのではないかと質疑があり、執行部より、今回の国庫対応となったのは小学生のみであり、中学生や教職員等は無償化となっていないとの説明がありました。

議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、及び議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算については、特に報告すべき質疑はありませんでした。

議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、6 ページから 7 ページ、4 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入の 243 万 7,000 円は、これまでの実績による見込み額を計上していると説明がありました。

また、債務者が亡くなった場合はどうなるのかと委員より質疑があり、執行部より、その場合には連帯保証人に支払を求め、連帯保証人も支払いができない状況になれば競売等を行っていくと説明がありました。

議案第 99 号、令和 8 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算については、委員より、インターネット事業の民営化後の状況について質疑があり、執行部よりは、通信回線が高速化したおかげでインターネットでの動画視聴などが止まることがなくなったので、利用者の皆さんにご迷惑を掛けることが減ったのではないかと説明がありました。

議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について、及び議案第 111 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定については、特に報告すべき質疑はありませんでした。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

今議会で、本委員会に付託をされました議案 25 件について、3 月 9 日と 10 日、町長及び担当課長出席のもと、詳しく説明を受け、慎重に審査を致しました。

審査結果は配付の委員会審査報告書に記載のとおりで、全議案とも全会一致で可決となりましたのでご参照ください。

それでは、議案ごとに報告致しますが、委員会での補足説明や質疑のあった点について報告を行います。

議案 76 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例について、

議案 77 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案 78 号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例について、以上、3 議案については本会議場での説明のとおりで、報告すべき特段の意見や質疑はありませんでした。

次に、議案 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算については、分割負託を受けた内容について審査を行いました。

内容につきましては、本会議場で説明のあったとおりで、人件費の調整や実績見込みに伴う措置で、特段の意見や質疑はありませんでした。

次に、議案 85 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、

議案 86 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、

議案 87 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、

議案 88 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、

議案 89 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、

以上、5 議案の補正内容は、人件費の調整、事業等の実績見込みによるもので、特段の意見や質疑はありませんでした。

次に、議案 90 号、令和 8 年度黒潮町一般会計予算について。

本委員会に分割付託を受けた件についてであります。76 ページ、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、14 節工事請負費の慰霊碑整備工事 270 万円は、75 年を経過している横浜地区にある慰霊碑の整備費として計上しているものです。

98 ページ。

4 款 1 項 4 目、母子保健費、19 節扶助費の、妊婦のための支給給付交付金 440 万円は、令和 7 年度まで特定妊婦治療助成事業として 43 歳以上の方に県補助に町の上乗せ助成を行っておりましたが、女性への身体的負担だけでなく、母体への負担や異常脳波出現という高知県産婦人科の委員会で科学的根拠に基づいて、安全妊娠出産を迎えられる保険適用の対象年齢に合わせることを見解が示されたことによって県の補助が廃止されることとなった。このことを受け、町も廃止をすることとしたものです。

なお、一般不妊治療については、これまで同様年齢制限なく継続をしていくということでありました。

103 ページ。

4 款 1 項 10 目、脱炭素対策費、18 節負担金補助及び交付金 7 億 4,973 万 8,000 円は、太陽光発電施設設置 1 億 3,352 万 5,000 円は、163 軒分、省エネ家電買替補助金 6,757 万 2,000 円は、エアコン 109 台、エコキュート 87 台相当分を措置し、新エネルギー会社補助金 5 億 2,864 万 1,000 円は、公共施設への太陽光や蓄電池、EV 急速充電器などの設置経費として計上されたものです。

106 ページ。

4 款 2 項 3 目、し尿処理費、14 節工事請負費の黒潮町衛生センター長寿命化工事費 10 億 2,837 万 1,000 円は、令和 7 年度から 9 年度までの 3 か年計画で工事を行っており、8 年度が工事のピークになっており高額予算となっております。

111 ページ。

6 款 1 項 3 目、農業振興費、18 節こうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業費補助金 1,400 万は、8 年度の県新規事業に継ぎ足しをして補助するもので、持続可能なコメ生産体制の確立を図るためのもので、一定規模を耕作する水稻農家、中山間地域においては 5 ヘクタール以上、山間地域は 3 ヘクタール以上の農家で、機械を導入するについて支援をするもので、5 件分を計上しているということです。

128 ページ。

7 款 1 項 4 目、産業推進費、12 節委託料の地場産品商社機能拡充業務委託 1,251 万 6,000 円は、地場産品の事業展開を行っているが専門性も必要になってくるため、ノウハウを持っている黒潮町缶詰製作所の職員 1 名の派遣を受け、事業者への支援や外商関係にあたってもらうということです。

なお、派遣職員は役場庁舎内に席を置く予定となっております。

131 ページ。

8 款 1 項 1 目、土木総務費、18 節負担金補助及び交付金の危険木伐採等支援事業補助金 100 万円は、町民が安全安心な生活環境を保全することを目的に倒木などの危険木を伐採する費用の一部支援するもので、要綱を 8 年 4 月からの施行を考えているとの説明でありました。

委員から、支援先はとの質疑に、地元地区などを考えているがケースにもよるので、今後詳細なところを検討し要綱を定めていきたいとの答弁がありました。

132 ページ。

8 款 2 項 1 目、道路橋梁維持費、12 節委託料 1,330 万 9,000 円のうち、町道除草等の地区委託として佐賀地域に 260 万 1,000 円、大方地域に 307 万 4,000 円を計上しているということでございました。

137 ページ。

8 款 5 項 2 目、都市環境整備事業費、12 節委託料の大規模盛土造成地二次スクリーニング計画策定業務委託料 1,300 万円は、7 年度に計画していたが補助の関係で 8 年度に行うということでありました。

次に、議案 94 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算については、本会議で説明があったところではありますが、なお補足説明、詳細な説明として、国民健康保険税は令和 12 年度からの県内市町村水準の統一が現在協議をされており、統一後は黒潮町の状況からして保険税の増額も想定をされる。近年、町の国保会計は安定的な運営が図られ、国民健康保険事業財政調整基金は増額し、7 年度末の基金残高は 1 億 7,790 万 9,000 円の見込であると。よって、統一される 12 年度までの間において必要に応じて基金からの繰り入れも行いながら被保険者の負担軽減を図るため、現在の賦課方式の所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から、統一後の賦課方式を見据え、資産割を廃止した 3 方式に変更し保険税率を引き下げるものとの説明がございました。

議案 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、

議案 96 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について、

議案 97 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、

議案 98 号、令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、

議案 100 号、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算について、

議案 101 号、令和 8 年度黒潮町水道事業会計予算について、

以上、6 議案につきましては、開会日の提案理由説明のとおりで、委員からは、一部事業実施内容等の確認はありましたが、特段の報告すべき事項はありませんでした。

次に、議案 102 号、黒潮町特別養護老人ホームかしま荘に係る指定管理者の指定について、
議案 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について、
議案 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について、
議案 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について、
議案 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について、
以上、5 議案については提案説明のとおりで、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案 108 号、町道の路線認定について。

これは、高規格道路の側道へ接続する道を町道鞭浮津線として認定し整備するものでございます。

議案 109 号、土地の取得については、高規格道路計画予定上にある現墓地移転のために、浮津共同墓地公園造成地として土地 7,841.79 平米を取得するもの。

議案 110 号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結については、先の議案 109 号で取得した土地の造成工事に関するものでございます。

以上、本委員会に付託を受けました議案 25 件につきまして、全議案とも全会一致で可決すべきものとなりましたので、報告を致します。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告及び各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10 時 35 分まで休憩します。

休 憩 10 時 18 分

再 開 10 時 35 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 74 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、令和 8 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、令和 8 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、令和 8 年度黒潮町水道事業会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指

定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、町道の路線認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、土地の取得についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 74 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 81 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。
本案に対する委員長の報告は承認です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり承認されました。
次に、議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 85 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 86 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 87 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、令和 8 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、令和 8 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、令和 8 年度黒潮町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、土地の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 112 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 112 号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の黒潮町入野 944 番地 1、昭和 40 年 10 月 9 日生まれの池田正子（いけだまさこ）委員が、令和 8 年 5 月 16 日をもって任期満了となることに伴い、その後任として、四万十市中村弥生町 13 番地 1、昭和 60 年 2 月 25 日生まれの曾根寧之（そねやすゆき）氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

曾根氏は、行政書士として活躍されており、地域での活動にも積極的取り組み、人望も厚く、教育行政への見識も高いことから、新たに教育委員会委員としてお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 8 年 5 月 17 日から令和 12 年 5 月 16 日となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち合い人に、1 番、澳本哲也君、2 番、浅野修一君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

澳本君及び浅野君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり、曾根寧之（そねやすゆき）君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

澳本君及び浅野君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第 112 号、教育委員会の委員の任命について、曾根寧之（そねやすゆき）君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第 4、黒潮町選挙管理委員会委員及び委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、現在の委員及び補充員の任期が令和 8 年 5 月 15 日までとなっていることから、次期の委員及び補充員を選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、事前に配布をしております用紙に記載したとおり、川村稔（かわむらみのる）君、松本二（まつもとつづく）君、野坂敏彦（のざかとしひこ）君、畦地和也（あぜちかずや）君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、川村稔（かわむらみのる）君、松本二（まつもとつづく）君、野坂敏彦（のざかとしひこ）君、畦地和也（あぜちかずや）君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位に、曾根省子（そねせいこ）君、第2順位に、川西伸弘（かわにし のぶひろ）君、第3順位に、金子貴博（かねこたかひろ）君、第4順位に、江口智章（えぐちちあき）君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、第1順位に、曾根省子（そねせいこ）君、第2順位に、川西伸弘（かわにし のぶひろ）君、第3順位に、金子貴博（かねこたかひろ）君、第4順位に、江口智章（えぐちちあき）君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第5、議員提出議案第2号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、及び議員提出議案第3号、弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

お手元に配布してあります、議員提出議案第2号（刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書）と、議員提出議案第3号（弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書）の2議案について、会議規則13条第2項の規定により意見書の提出をさせていただきます。

まず、第2号（刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書）について、簡単に説明をさせていただきます。

えん罪は、身に覚えのない事柄に対して、長きにわたり身柄を拘束され、これまでの職を失い、家族や地域とも引き離されてしまい基本的な人権を奪われる、あってはならない事象です。

身近に起こり得るえん罪について、えん罪被害者を速やかに救済するためには法改正が必要であり、それを強く要望するものです。

続きまして、議員提出議案第3号（弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書）について説明します。

現行制度では、被疑者と立会人なく接見するためには、手紙でのやりとり、または被疑者が拘留されている警察署や拘置支所に直接赴かなければなりません。

高知県は東西に長く、十分な接見時間を確保しにくいなどの課題があります。

オンライン方式により接見が早期に法制化されることは、私たち郡部に住む者にとって有益な仕組みとなります。

配布の意見書のとおり、遠方に留置された被疑者等の接見に対して地域間格差を解消し、接見をスムーズに行うためにも、意見書に記述の1から4の改正を強く求める意見書として、地方自治法第99条の規定により提出をするものです。

今回、陳情を提出された高知県弁護士会の会長の金子努弁護士は黒潮町出身の若き弁護士であり、第2号提出議案に対しては、県議会や市町村議会から国に意見書を発出してもらうために会長声明を出しております。

声明文については、議会前の全員協議会で配布されておりますので、ご参照ください。

2議案共に、地元出身の弁護士たちが地域住民の人権を守るため、弁護士活動で直面している課題に対して、黒潮町議会としても住民の権利擁護のために支援が必要と考え、意見書を提出するものです。

以上が、提出議案に対する趣旨の説明です。ご検討のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議員提出議案第2号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第3号、弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第3号の質疑を終わります。

これで、提案趣旨説明及び質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第2号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第3号、弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第3号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第2号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号、弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第6、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載したとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載したとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

令和8年3月第19回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました全ての議案につきまして、承認、可決、同意をいただきまして、ありがとうございます。

本議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和8年3月第19回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 29分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

青木浩明

署名議員

吉尾昌樹